

## 唐津市立小中学校GIGAスクール端末用LTE通信サービス提供業務に係る仕様書

### 1 趣旨

本業務は、唐津市立小中学校に整備されるGIGAスクール構想第2期対応の学習用端末（LTEモデル）において、学校内外で安定的かつ安全に学習活動を行うため、必要なLTE通信サービスを提供するものである。

### 2 業務名

唐津市立小中学校GIGAスクール端末用LTE通信サービス提供業務

### 3 契約期間

本契約の契約期間は、令和9年2月1日から令和14年1月31日までの5年間とする。

ただし、運用開始に先立ち、令和9年1月1日から令和9年1月31日までを「eSIM開通試験期間（契約準備期間）」とし、受託者は本業務の一環として当該期間中の試験対応を実施するものとする。当該期間中に発生する通信費用は受託者の負担とし、市に費用を請求しないものとする。

なお、市は令和8年10月1日から開始する学習用端末のキッティングに先立ち、マスターイメージの作成およびLTE通信の動作確認を行うものとする。受託者は、本番運用と同等のテスト用eSIM回線を1回線開通するとともに、キッティングに必要なeSIMプロファイル、APN等の通信設定情報、設定ファイルおよび作業手順書を、市が指定する形式および期日で提供すること。これらの開通、設定、通信および技術支援に要する費用は本業務に含み、市に別途請求しないこと。テストで確認された不具合は、市と協議の上、原則としてキッティング開始までに必要な対応を行うこと。

### 4 履行場所

唐津市立小中学校その他市が指定する場所

### 5 業務内容

#### (1) 調達品目と数量

eSIM（Embedded SIM）、9,735回線

- ・本契約は、1回線1か月当たりの契約単価に基づく単価契約とする。
- ・上記の回線数は契約開始時の予定数量であり、市が契約期間を通じて当該数量を保証するものではない。
- ・市は、児童生徒数、端末配備数、学校の統廃合、利用実績その他の事情を踏まえ、各年度の契約回線数を見直すものとする。見直し後の契約回線数は、毎年7月1日から適用し、市は原則として毎年5月31日までに受託者へ通知する。
- ・契約期間満了時の契約回線数は、契約開始時の予定数量の80%から90%程度（約7,788回線から8,762回線）を見込む。ただし、この数値は参考値であり、最低発注数量その他の数量保証を意味しない。
- ・各月の支払額は、当該月の契約回線数に契約単価を乗じて算定する。回線数の変更に必要な手続その他必要な事項は、市と受託者が協議して定める。

## (2) 対象端末

市が別途調達するGIGAスクール構想第2期用学習用端末（LTE対応モデル）を対象とする。

- ・モデル：HP Fortis Flip G11 Notebook PC（LTEモデル）
- ・型番：B6JJ7PT#ABJ
- ・台数：11,105台

## (3) 通信サービス要件

### ア 通信エリア

- ・市内の学習用端末導入対象校全てが、モバイル通信提供エリアであること
- ・モバイル通信回線を安定的に利用できること

### イ 電波対策

- ・導入時に学習用端末導入対象校にて、電波が微弱で授業等に支障が出る場合は、電波の改善の提案を市に対して行うこと（改善に係る費用等は受託者の負担）
- ・学習用端末導入対象校内での通信状況が悪く、利用者からの申告があった場合、市と協議の上改善の検討を行い必要に応じて改善すること（改善に係る費用等は受託者の負担）

### ウ 料金プラン

- ・1端末あたりの月間利用可能通信容量は、10GB以上の大容量のプランとすること
- ・月間共有通信容量は、各月の契約回線数に10GBを乗じて算定した容量以上とすること。契約開始時の予定数量9,735回線の場合は、月間97,350GB以上とする
- ・個々の回線の月間通信量が10GBを超えた場合であっても、全契約回線の通信量の合計が月間共有通信容量の範囲内であるときは、当該回線に対する追加課金または通信速度制限を行わないこと
- ・全契約回線の通信量の合計が月間共有通信容量を超えた場合は、追加課金を行わず、契約回線全体または該当回線について128kbpsから1Mbpsまでの範囲で通信速度を制限すること
- ・契約単価は、1回線1か月あたりの単価とし、LTE通信サービスの提供に必要な初期費用、月額利用料、データ通信料、ISP利用料、ユニバーサルサービス料その他の費用を含むものとする。契約単価は、契約期間中同額とし、契約回線数の増減によって変更しないものとする。

### エ 通信状況確認

- ・Webを通じて回線ごとの利用明細・内訳書を閲覧・集計できるなど、通信利用実績を可視化、回線停止の手続きを行えるサービスを提供すること

### オ eSIM再発行

- ・学習用端末修理等でeSIMの再発行手数料が発生する場合、受託者で負担すること

## (4) 運用・サポート要件

- ・契約期間中の電波通信に関しては責任をもって対応し、サービス向上に努めること
- ・障害発生時の連絡体制を整備し、市および学校からの問い合わせ窓口を設置すること
- ・障害発生時は、原則として受託者が障害を検知または連絡を受けてから24時間以内に対応状況および復旧見込みを報告すること
- ・大規模災害等の受託者の責によらない事由により復旧が困難な場合は、市と協議の

上、対応方針を決定すること

(5) 受託者の資格要件

- ・電気通信事業法第9条に規定されている総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営むもので、市内に移動通信サービスに係る無線局を自ら開設運用していること
- ・GIGAスクール事業において、九州地方でセルラーモデルの学習用端末で利用する通信回線の導入実績を有すること

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり「唐津市情報セキュリティポリシー」および「唐津市学校情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、方針転換等により本仕様書の業務内容に変更が生じる可能性があるときは、市と協議の上、業務内容を決定すること。なお、契約数量が減少する場合であっても、市はその減少分に係る違約金その他の費用を負担しないものとする。
- (3) 本業務の履行に必要な受託者側の設備・機器等については、受託者の負担において調達すること。
- (4) 電波対策等のため学校施設（事務所）内に立入る場合は、市の服務規律に従うこと。作業中は、建物や備品等の汚損・破損に注意し、作業後は現状に復しておくこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議して決定する。